

日本冷凍空調学会におけるバナー広告の取扱規定

平成29年12月21日理事会承認

(目的)

1. この規定は、日本冷凍空調学会（以下本学会）が本学会ホームページに掲載する広告（以下バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

(責任)

2. バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本学会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(掲載場所)

3. バナー広告の掲載場所は、本学会トップページ以下全てのページとする。（本学会以外のサーバで運用されているページも含む。）

(掲載基準)

4. 下記の掲載基準に規定されている内容に抵触する広告は掲載しない。

- 1) 責任の所在、内容が不明確なもの
- 2) 虚偽または誤認される恐れがあるもの、非科学的または迷信に類するもの
- 3) 事実でもないのに本学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- 4) 信用毀損、業務妨害となる恐れがあるもの
- 5) 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- 6) その他、本学会が不適切と判断したもの

上記基準に規定されている内容以外の事項が生じた場合は、その都度、本学会広報委員会において審議する。

(掲載内容の確認)

5. 掲載内容は、本学会広報委員会において確認し、広告主へ報告する。

(契約)

6. バナー広告の契約ならびに掲載料金の請求は本学会が行う。掲載料金は別に定める。

(掲載の延長)

7. バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の1箇月前までに本学会に申し出る。

(掲載場所の移動)

8. 契約期間中における掲載場所の移動は認めない。（同時複数掲載は妨げない。）

(変更の申し出)

9. 広告主は、バナー広告のリンク先等を変更した場合、速やかに本学会へ申し出る。

附則 本規定の変更は2018年1月1日から施行する。